

大阪広域環境施設組合指定金融機関業務仕様書

1 業務名

大阪広域環境施設組合指定金融機関業務

2 基本事項

大阪広域環境施設組合は、受注者に、この仕様書（提案書等に記載された内容を含む。以下同じ。）に定める業務を委託する。この仕様書に規定する事項は、特に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

3 業務の目的

公金の収納及び支払事務を効率的かつ効果的、また、安定的に正確に遂行することを目的とする。

4 取扱業務

大阪広域環境施設組合指定金融機関業務

5 契約期間

令和5年4月1日から令和9年9月30日まで（4年6ヵ月）

6 業務内容

指定金融機関として公金の収納及び支払の事務全般を行う。主たる業務については、次に掲げるとおり。

(1) 収納業務

- ①当組合会計管理者名義の預金口座を開設する。
- ②公金の収納及び払込みを受けたときは、可能な限り速やかに本組合の預金口座に受け入れる。
- ③収入済通知書は、本組合に可能な限り速やかに到着するように送付する。

(2) 支払業務

- ①支払方法ごとに本組合が指定する日程により行う。
- ②会計管理者の通知に基づいて行う。
- ③全国銀行協会の提供する通信網（全国銀行データ通信システム）を利用した他の金融機関への振込を行う。
- ④上記③以外の振込がある場合も可能な限り対応する。
- ⑤誤振込等となった場合は、その旨の連絡、組戻し、訂正作業、再振込等、迅速な対応を行う。
- ⑥隔地の債権者に対する送金手続き（内国為替取引）ができる。

(3) 収支総括日計表

- ①毎日の収納及び支払状況について、公金出納日計表を作成する。
- ②支払日の翌営業日に公金出納日計表を提出する。

(4) 法人用ネットバンキング

- ①法人用ネットバンキングシステムを利用した公金取扱業務（照会機能、総合振込、給与振込等）を行う。
 - ②セキュリティ対策が確保されている。
 - ③照会機能（入出金明細、振込結果確認、振込予約確認及び口座残高等）については、画面表示、印刷（又はダウンロード）ができる。
 - ④総合振込及び給与振込時のデータについてシステム上制限がない、又は制限があっても業務に支障がない。
 - ⑤導入時及び運用時に係るサポート体制が確立されている。
- (5) 口座振替の取扱いができる。
- (6) 一時借入金への対応ができる。
- (7) 毎月末時点の残高証明書を発行する。

7 担保の提供

- (1) 担保を現金で提供すること。
- (2) 担保は350万円とする。

8 実施体制

- (1) 指定金融機関として業務を遂行できる体制が整えられている。
- (2) 職員と連携を密にし、円滑な事業運営に取り組む。

9 業務引継等

- (1) 令和5年3月31日まで当組合及び現行の指定金融機関との業務引継等の期間とする。
- (2) 本業務が終了、解除その他の理由により指定金融機関でなくなった場合、公金及び本業務の全てについて、当組合の指定する期間内に当組合が指定する者に引き継ぐ。

10 受注者の負担の範囲

- (1) 業務に必要な資機材、教材、消耗品、印刷費、交通費、郵送料その他の費用は、特記がある場合を除き、受注者負担とする。
- (2) 現行指定金融機関との業務引継等期間に発生する費用は、受注者負担とする。

11 関係法令等の遵守等

- (1) 業務の実施にあたり、関係法令等を遵守し、業務の円滑を図る。
- (2) 個人情報の取扱いについては、慎重かつ丁寧に行い、紛失等のないよう細心の注意を払って行う。
また、知り得た個人情報等のいかなる情報も、第三者に漏らさない。
本業務が終了又は解除された後も同様とする。

12 その他

仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて協議する。